第六十一条　印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項第一号」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項第一号」に改める。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正）

第六十二条　次に掲げる法律の規定中「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

一　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）別表第一及び別表第二

二　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）別表第一及び別表第二

第六十三条　次に掲げる法律の規定中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

一　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表第一及び別表第二

二　地震防災対策特別措置法別表第一及び別表第二

（消費税法の一部改正）

第六十四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号ロ中「第五条第六項、第十四項又は第十五項」を「第五条第七項、第十五項又は第十六項」に改める。

第六十五条　消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七号ロ中「第十五項又は第十六項」を「第十四項又は第十五項」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第六十六条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第七号中「第六章」を「第八章」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第六十七条　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第六十八条　介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第六十九条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「第六条の二第二項」を「第六条の三第二項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第七十条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第七十一条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第七十二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表第五十一条第四号の項中「第五十一条第四号」を「第五十一条第五号」に改める。

（地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第七十三条　地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条のうち児童福祉法第二十四条の九第二項第二号及び第三号の改正規定中「第二十四条の九第二項第二号」を「第二十四条の九第二項中「第二十四条の十二第三項」を「第二十四条の十二第四項」に改め、同項第二号」に改める。

第十三条のうち児童福祉法第二十四条の十二の改正規定中「第二十四条の十二」を「第二十四条の十二第一項及び第二項」に、「同条」を「同項の次」に改める。

第十三条中児童福祉法第二十四条の十二の改正規定の次に次のように加える。

第二十四条の十四の二中「第二十四条の十二第三項」を「第二十四条の十二第四項」に改める。

第十三条のうち児童福祉法第二十四条の十六第一項並びに第二十四条の十七第三号及び第四号の改正規定中「第二十四条の十六第一項並びに第二十四条の十七第三号及び第四号」を「第二十四条の十六第一項第一号及び第二号」に、「改める」を「改め、同項第三号中「第二十四条の十二第三項」を「第二十四条の十二第四項」に改める」に改める。

第十三条中児童福祉法第三十条の二の改正規定の前に次のように加える。

第二十四条の十七第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第三十一条第二号の改正規定中「第三十一条第二号」を「第三十一条第二項」に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十三条の改正規定中「第四十三条」を「第四十三条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次」に改める。

第十九条のうち障害者自立支援法第四十四条の改正規定中「第四十四条」を「第四十四条第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次」に改める。

第十九条中障害者自立支援法第四十四条の改正規定の次に次のように加える。

第四十七条の二中「第四十三条第三項、第四十四条第三項」を「第四十三条第四項、第四十四条第四項」に改める。

第十九条中障害者自立支援法第四十九条の改正規定を次のように改める。

第四十九条第一項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第四項」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に改める。

附則第一条第二号中「第四十条」の下に「、第四十一条の二」を加える。

附則第四十一条の次に次の一条を加える。

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第四十一条の二　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち障害者自立支援法第四十七条の二の改正規定中「第四十四条第四項」を「第四十四条第四項」に改める。